

## 会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 久 田 伸 一 君

8番 高 坂 茂 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7番、久田伸一君。

議会運営委員長（久田伸一君）

報告をいたします。

去る7月14日告示となり、本日招集されました令和5年第5回六戸町議会臨時会の会期に関して、本日午前9時より議会運営委員会を開催し審議をいたしました。審議をした結果、本臨時会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日7月21日の1日間とすることに決定をいたしましたので、議員各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願いを申し上げます。

て、報告いたします。

議 長（下田敏美君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日7月21日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、議案第31号から議案第33号の3件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めましておはようございます。

提案理由説明を申し述べさせていただきます。

令和5年第5回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

一言申し述べさせていただきたいと思います。

皆様ご存じのように、また非常に線状降水帯等がありまして、北日本、秋田、日本海側においては、非常に大きな災害が起きております。

幸いこの地はまだそのようなことがないことを安心しておりますが、昨年8月あったようなまた大雨が来なければいいなと願うところでございます。

また、これもまた報道等でなされておりますが、9月以降、燃料等の高騰が報じられております。我々は燃料、車なくして用事も足せないという地域にいますので、その影響は大きかろうと思っておりますが、しかし、その乗り物ばかりじゃなくて、燃料の高騰というのはあらゆる分野において影響が出てくるものと危惧しているところでございます。今後に起きまして、どのような変化になるのか注視しながら歩んでいかなければならないと思っているところでございます。

それでは、本臨時会では議案3件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第31号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、（仮称）六戸町立義務教育学校六戸学園電気設備工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第32号でございます。工事の請負契約について申し上げます。

本案は、（仮称）六戸町立義務教育学校六戸学園機械設備工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第33号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、（仮称）六戸町立義務教育学校六戸学園建築工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案について概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、慎重にご審議の上、ご決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 議案第31号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第31号についてご説明いたします。

議案書は1ページになります。併せて補足資料の1ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、（仮称）六戸町立義務教育学校六戸学園電気設備工事。

工事の場所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢地内。

契約金額。7億1,225万円。これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方。河原木・河野・新川特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社河原木電業、代表取締役、河原木琢也。

構成員。株式会社河野電機工業、代表取締役、河野崇。同じく構成員。株式会社新川電気、代表取締役、新川剛。

工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照願います。

以上で議案第31号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第32号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第32号についてご説明いたします。

議案書は3ページになります。併せて補足資料の2ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、(仮称)六戸町立義務教育学校六戸学園機械設備工事。

工事の場所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢地内。

契約金額、9億4,160万円。これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方、オキタ工業・友住設備工業・日研設備特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社オキタ工業、代表取締役、起田芳夫。

構成員、友住設備工業株式会社、代表取締役、橋場敏。構成員、有限会社日研設備、代表取締役、宮内拓也。

工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、同じくご参照願います。

以上で議案第32号の説明といたします。

議 長 (下田敏美君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程第7 議案第33号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第33号についてご説明いたします。

議案書は5ページになります。併せて補足資料の3ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、(仮称)六戸町立義務教育学校六戸学園建築工事。

工事の場所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢地内。

契約金額。54億3,233万9,000円。これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方。日本国土開発・佐藤建設工業・中屋敷建設特定建設共同企業体、代表者、日本国土開発株式会社東北支店、支店長、要田昌志。

構成員。株式会社佐藤建設工業、代表取締役、佐藤陽大。同じく構成員。株式会社中屋敷建設、代表取締役、中屋敷義美。

工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第33号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書を議題といたします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

11番、山本実君。

総務常任委員長（山本 実君）

陳情審査の結果を報告いたします。

陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書につきましては、総務常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて去る7月14日、委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、長年デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で、今年の10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定であります。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものであります。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、税理士団体など各種企業団体からも凍結または延期、さらには見直しの表明や現状のままでの実施に懸念の声が上がっています。また、国会においても与野党議員からインボイス制度の導入延期、インボイス制度の導入に反対など、問題視する声が上がっております。

多くの事業者は、新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。



つきましては、政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度の延期または見直しを求める意見書を、内閣総理大臣、衆参両院議長、さらには財務大臣、経済産業大臣へ提出するよう陳情するものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会委員長の報告といたします。

議 長（下田敏美君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決定いたしました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時22分）

議長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの陳情第1号の採択により、総務常任委員会委員長から発議第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出についてを追加提案したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第1号を、本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

11番、山本実君。

総務常任委員長（山本 実君）

それでは、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める

意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

長年デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で、今年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定であります。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものであります。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくとも課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など、広範な事業者に負担が強いられます。そのほか日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、税理士団体など各種企業団体からも凍結または延期、さらには見直しの表明や現状のままでの実施に懸念の声が上がっています。また、国会においても与野党議員からインボイス制度導入延期、インボイス制度の導入に反対など、問題視する声が上がっております。

多くの事業者は、新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。

つきましては、政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度の導入の延期または見直しを求めるものであります。

以上のことから、六戸町議会としても国へ強く要望するため、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長（下田敏美君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出については原案のとおり可決いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第5回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会（午前10時28分）